小規模個人再生による変更再生計画案を書面決議に付する決定

平成２１年（再イ）第８号

岐阜県山県市富永709番地４
再生債務者　山元　和紀
１　決議に付する変更再生計画案　平成23年12月22日付け変更再生計画案
２　変更再生計画案に対する回答期間　平成24年２月10日まで
平成24年１月20日　岐阜地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第１０号

奈良県生駒郡斑鳩町龍田西３丁目１番５号
再生債務者　八木　一
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成24年１月18日　奈良地方裁判所

平成２３年（再イ）第１１号

奈良県生駒郡斑鳩町龍田西３丁目１番５号
再生債務者　八木ひとみ
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成24年１月18日　奈良地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第４号

福島県二本松市塩沢町１丁目325番地
再生債務者　斎藤　文惠
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月16日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年２月13日まで
平成24年１月23日　福島地方裁判所

平成２３年（再ロ）第７号

千葉県印旛郡酒々井町本佐倉315番地105
再生債務者　藪田　信一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月17日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成24年２月13日まで
平成24年１月23日　千葉地方裁判所佐倉支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第８２号

大阪市淀川区十八条１丁目13番26号シティパーク十八条502号
再生債務者　林崎さおり
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年１月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月20日　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第１号

奈良県五條市田園２丁目27番地の14
再生債務者　中西　栄子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年１月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年１月23日　奈良地方裁判所五條支部

職員の免職処分

大阪市臨時的任用職員　谷本　洋子
上記の者は、平成23年12月２日以降出勤せず、長期にわたり職務を放棄したので、地方公務員法第28条第１項第１号及び第３号により免職する。
平成24年１月31日　大阪市長　橋下　徹

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十四年一月十九日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十四年一月三十一日
福島県福島市杉妻町二番一六号福島県保健福祉部地域医療課内
（甲）財団法人福島県腎臓協会
理事長　小山　菊雄
福島県福島市杉妻町二番一六号福島県保健福祉部地域医療課内
（乙）財団法人福島県アイバンク
理事長　小山　菊雄

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十四年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、平成二十四年三月五日までにお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月三十日
掲載頁　二五九頁（号外第一四三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月三十日
掲載頁　一九〇頁（号外第一三六号）
平成二十四年一月三十一日
東京都千代田区神田神保町二丁目四番地
（甲）株式会社アーステクニカ
代表取締役　大西　文雄
大阪府大阪市淀川区宮原四丁目二番一九号
（乙）深江パウテック株式会社
代表取締役　藤村　文也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十四年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、平成二十四年三月五日までにお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月三十日
掲載頁　二五九頁（号外第一四三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月三十日
掲載頁　一九〇頁（号外第一三六号）
平成二十四年一月三十一日
東京都板橋区熊野町三二番八号
（甲）株式会社チノー
代表取締役　苅谷　嵩夫
山形県天童市大字乱川一五一五番地
（乙）株式会社山形チノー
代表取締役　位田　敏和

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十四年四月一日であり、両法人の理事会決議を経て、平成二十三年六月二日に合併契約を終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
また、甲は平成二十四年四月一日以降、法人名を社会福祉法人ボワ・すみれ福祉会と変更いたします。
平成二十四年一月三十一日
東京都町田市下小山田町三一六〇番地
（甲）社会福祉法人すみれ福祉会
理事長　石田キヨシ
東京都町田市木曽町二四〇四―一
（乙）社会福祉法人ボワ・アルモニー町田
理事長　田部井　眞

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月三十日
掲載頁　一四五頁（号外第一四三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十三年六月三十日
掲載頁　一四五頁（号外第一四三号）
平成二十四年一月三十一日
東京都千代田区外神田五丁目五番一四号Ｆ
Ｐ外神田ビル四階
（甲）株式会社サイネックス・ファイナンシャル・プラニング
代表取締役社長　黒木　勉
東京都千代田区外神田五丁目五番一四号Ｆ
Ｐ外神田ビル三階
（乙）株式会社ＦＰエージェント
代表取締役　大口　裕